

社会福祉法人指導監査結果概要

法人の名称	社会福祉法人大山		
実施年月日	令和6年1月19日	改善報告書提出日	令和6年5月30日
文書指摘の内容		改善状況	
退職金規程第3条に従い、退職金の額を適切に計算すること。また、本件について理事会に報告し、法律専門家への相談等を踏まえ、退職金支給済の退職者への対処を判断すること。		顧問弁護士に相談したところ、既に退職した職員から退職金の請求や意義があった場合は対応すべきとの意見があった。 また、在職者については、現運用について当初より周知しているのであれば、改めて説明の上、異議がないことを確認すべきとの意見があった。 以上を踏まえ、理事会に諮り、顧問弁護士の意見に則った対応をすることとし、退職金規程第3条を改定した。	